

蓋かんちの中の商人の地の尊貴者がれば也または諸國の民々たちの風俗を感ずられたらば也 預言者聖徒および凡て地に在て釋されたる者の血ハ此邑に見えたり

此後れ多の人の呼ぶ如き大なる聲の天本在を開り曰ハルキ救と榮と權カリ我儂の神の有ち給入所ナリ 一の聲ハ直かつ義カリ 蓋神カの淫亂に因て世界を汚したる大淫婦を罰き已ふ儀等の血の報を求めて之を罰し給へん也 一から再ハルキと言ひ淫婦を焚火の烟のぼりて世々熄時なし 二十四人の長老および四の活物寶座お坐し給入所の神を伏拜てアトハルキと言ひ 寶座より出て 一人の僕も神を畏る者よと小の別かく凡の人の聲の如く多し 一の水の音の如く大なる雷の聲の如き聲を開り曰ハルキと言ひ 夫主たる全能の神ハ王ナリ 一われら喜び樂みて 神を崇め 一た蓋無の婚姻の掛すでお至り其婦すでお自ら備をなし畢れば也 婦ハ潔して光ある細布を衣て 之を許さる此細布ハ聖徒の義ナリ 天使れに曰けるハ蓋の婚姻の鍵亦招れたる者ハ福ナリ 一と書記 せ又われおよび神の真の言ナリ 一我らの足下お俯伏して拜せんと爲ければ彼我わいふ然すべからず 一恨めよ我ら爾と同く僕ナリ 亦一エスの證を有つ爾の兄弟と同く爾たと神を拜せよ一エスの證を立る 一靈と預言の靈と殊々なる事ナシ 一我ら又たの關を觀じ 一四の白馬あり之に乘るもの忠信また誠實と稱 一らる彼ら義を以て審判と戰争を爲せり 一らの目ハ火焰の如く其首多の冕を冠れり 一又劍せる名あり彼ら外に之を記者ナシ 一かれ血に染たる衣を繼へり 一彼ら名ハ神の言と云 一天おわる諸軍優く揮ける細布を 一白馬に乘りて之に從へり 一彼ら口より利劍の一づ之を以て列國の民を擊つ鐵の杖を以て列國の民を收め 一入彼らた全能の神の甚しき怒の聲を聞く 一彼が衣と股に劍せる名あり 一曰く諸王の王諸王の主我ら又た一人

五五 一〇七
五五 一〇八
五五 一〇九
五五 一一〇
五五 一一一
五五 一一二
五五 一一三
五五 一一四
五五 一一五
五五 一一六
五五 一一七
五五 一一八
五五 一一九
五五 一二〇
五五 一二一
五五 一二二
五五 一二三
五五 一二四
五五 一二五
五五 一二六
五五 一二七
五五 一二八
五五 一二九
五五 一三〇
五五 一三一
五五 一三二
五五 一三三
五五 一三四
五五 一三五
五五 一三六
五五 一三七
五五 一三八
五五 一三九
五五 一四〇
五五 一四一
五五 一四二
五五 一四三
五五 一四四
五五 一四五
五五 一四六
五五 一四七
五五 一四八
五五 一四九
五五 一五〇
五五 一五一
五五 一五二
五五 一五三
五五 一五四
五五 一五五
五五 一五六
五五 一五七
五五 一五八
五五 一五九
五五 一六〇
五五 一六一
五五 一六二
五五 一六三
五五 一六四
五五 一六五
五五 一六六
五五 一六七
五五 一六八
五五 一六九
五五 一七〇
五五 一七一
五五 一七二
五五 一七三
五五 一七四
五五 一七五
五五 一七六
五五 一七七
五五 一七八
五五 一七九
五五 一八〇
五五 一八一
五五 一八二
五五 一八三
五五 一八四
五五 一八五
五五 一八六
五五 一八七
五五 一八八
五五 一八九
五五 一九〇
五五 一九一
五五 一九二
五五 一九三
五五 一九四
五五 一九五
五五 一九六
五五 一九七
五五 一九八
五五 一九九
五五 二〇〇

の天使の目の中に立るを見たり彼空中ハ飛鳥に大なる聲を以て呼びけるハ爾曹神の大なる聲に集り來り 一諸王の肉將軍の肉馬と之に乘る者の肉ふよび自主奴隸大と小の別かく凡の人の肉を食へ我らかの曠地の諸王および其軍隊の既に集りて白馬に乘る者および其軍隊と戰へんと爲を見たり 一獸と偽の預言者と共に擧にせらる此偽の預言者ハ前に獸の前にて異なる跡を行ひ獸の印を受たる者および其像を拜する者を罰し者あり 一此二のもの生から硫磺にて燃ら火の池に投入られ 一ろの餘の者ハ白馬に乘る者の口より出る所の劍を以て殺れたり 一諸の鳥かれらの肉を食ひて飽り 一諸王を罰す者あり 一老蛇を執て之を千年のかひで縛置んどす 一之を底き坑お投入れ閉てめて其上 一お封をなし千年過るまで諸國の民を罰すとも異らしむ其後から亦曹時のわひだ釋放さるべし 一我らは 一くの座位を見しに其上に坐する者わり彼等審判の權を与る又一エスの證および神の道の爲に首擧げらる者の靈魂を見たり 一此ハ獸と其像を拜せず其印を受けるひハ手お受ぎり者の靈魂亦皆生てキリストと共に千年の間王と作り 一其他の死ハ千年終まで甦らざる也 一此第一の復生ナリ 一この第一の復生に與る者ハ福ナリ 一是聖者ナリ 一此靈魂の上に第二の死ハ權を執て能ず 一彼等ハ神とキリストの祭司と作キリストと共に千年の間王たるべし 一千年終てサタン其囚より釋放さるべし 一かれ出て地の四方の列邦ヨシとセラル城とを圍む此時に火天より降り 一彼等を焚盡せり 一彼等を罰すとも異らしむ其後から亦曹時の座位に投入られ 一たり 一即ち罰せよ 一び偽の預言者の居ところ也 一この夜も晝も患難痛苦ありて世々熄時なし 一われ白き大

五五 二〇一
五五 二〇二
五五 二〇三
五五 二〇四
五五 二〇五
五五 二〇六
五五 二〇七
五五 二〇八
五五 二〇九
五五 二一〇
五五 二一一
五五 二一二
五五 二一三
五五 二一四
五五 二一五
五五 二一六
五五 二一七
五五 二一八
五五 二一九
五五 二二〇
五五 二二一
五五 二二二
五五 二二三
五五 二二四
五五 二二五
五五 二二六
五五 二二七
五五 二二八
五五 二二九
五五 二三〇
五五 二三一
五五 二三二
五五 二三三
五五 二三四
五五 二三五
五五 二三六
五五 二三七
五五 二三八
五五 二三九
五五 二四〇
五五 二四一
五五 二四二
五五 二四三
五五 二四四
五五 二四五
五五 二四六
五五 二四七
五五 二四八
五五 二四九
五五 二五〇
五五 二五一
五五 二五二
五五 二五三
五五 二五四
五五 二五五
五五 二五六
五五 二五七
五五 二五八
五五 二五九
五五 二六〇
五五 二六一
五五 二六二
五五 二六三
五五 二六四
五五 二六五
五五 二六六
五五 二六七
五五 二六八
五五 二六九
五五 二七〇
五五 二七一
五五 二七二
五五 二七三
五五 二七四
五五 二七五
五五 二七六
五五 二七七
五五 二七八
五五 二七九
五五 二八〇
五五 二八一
五五 二八二
五五 二八三
五五 二八四
五五 二八五
五五 二八六
五五 二八七
五五 二八八
五五 二八九
五五 二九〇
五五 二九一
五五 二九二
五五 二九三
五五 二九四
五五 二九五
五五 二九六
五五 二九七
五五 二九八
五五 二九九
五五 三〇〇

なる寶座と之を坐する者とを見る地と天と其前を運て再び留るべき處を得ず 我また死し者の大と小との別なく皆神の前を立を見たり其處お書ありて展く別に又一の書ありて展てれ生命の書あり死し者の皆書に録せる所の事によるの行に備ひて審判を受ける也 滴の中の死人を出し死と陰府と其中は死人を出せり故等おのし其行に備ひて審判を受たり 死と陰府と火の池を投入されたり是第二の死なり 凡て生命の書に綴されざる者も亦火の池に投入されたり

第二十章 われ新しき天と新しき地を見たり先の天と先の地は既に過ぎり海も亦有ることなし 聖城なる新じきエルサレム備置以神の所を出て天より降り降るを見りの新婦の新郎を迎へ爲に修飾たるが如し われ大なる聲の天より出るを聞き云く神の幕屋人の間にあり神人と共に住人神の民となり神また人と共に在して其神と爲給ふなり 神かれらの目の涙を悉く拭き取り復死わらず哀み涙も痛み有ることなし 蓋前事ずでお過去なる寶座に坐する者われに曰ける 凡て我輩物を新本せんと我れに曰ける 爾之れを書記せ蓋之の言り信す可して確實なれば也 かれ我れに曰ける 凡て既に成り我ハルバ也 オメガなり姦なり終なり滯者にハ價なしに生命の水の源かて飲事を許さぬ 勝をうる者ハ此等の物を得て其業と爲ん我れかの神となり彼わが子と爲べし 然と應ずる者信せざる者憎む可もの人を殺すもの好望を行ふもの魔術をなす者偶像を拜する者および凡て謀を言ものハ火と硫磺の燃る池にて其報を受べし是第二の死なり ○ 最後の七の災殃の盛る七の空樽を執る七人の天使の一人來りて我を語り曰ける 凡て我れ我らにに蓋の妻なる新婦を見せん われ靈に感し天使に携へられて大なる高山に至れり此にて我に大なる城聖エルサレム神の榮を以て神の所を出て天より降り降るを示す 其城の光輝くこと至寶き玉の如く清徹なる

イ 第一の卷の終り 二〇七
 ア 第二の卷の終り 二〇八
 ナ 第三の卷の終り 二〇九
 カ 第四の卷の終り 二一〇
 キ 第五の卷の終り 二一一
 ク 第六の卷の終り 二一二
 ケ 第七の卷の終り 二一三
 コ 第八の卷の終り 二一四
 コ 第九の卷の終り 二一五
 ク 第十の卷の終り 二一六
 ケ 第十一の卷の終り 二一七
 コ 第十二の卷の終り 二一八
 コ 第十三の卷の終り 二一九
 ク 第十四の卷の終り 二二〇
 ケ 第十五の卷の終り 二二一
 コ 第十六の卷の終り 二二二
 コ 第十七の卷の終り 二二三
 ク 第十八の卷の終り 二二四
 ケ 第十九の卷の終り 二二五
 コ 第二十の卷の終り 二二六
 コ 第二十一の卷の終り 二二七
 コ 第二十二の卷の終り 二二八
 コ 第二十三の卷の終り 二二九
 コ 第二十四の卷の終り 二三〇
 コ 第二十五の卷の終り 二三一
 コ 第二十六の卷の終り 二三二
 コ 第二十七の卷の終り 二三三
 コ 第二十八の卷の終り 二三四
 コ 第二十九の卷の終り 二三五
 コ 第三十の卷の終り 二三六
 コ 第三十一の卷の終り 二三七
 コ 第三十二の卷の終り 二三八
 コ 第三十三の卷の終り 二三九
 コ 第三十四の卷の終り 二四〇
 コ 第三十五の卷の終り 二四一
 コ 第三十六の卷の終り 二四二
 コ 第三十七の卷の終り 二四三
 コ 第三十八の卷の終り 二四四
 コ 第三十九の卷の終り 二四五
 コ 第四十の卷の終り 二四六
 コ 第四十一の卷の終り 二四七
 コ 第四十二の卷の終り 二四八
 コ 第四十三の卷の終り 二四九
 コ 第四十四の卷の終り 二五〇
 コ 第四十五の卷の終り 二五一
 コ 第四十六の卷の終り 二五二
 コ 第四十七の卷の終り 二五三
 コ 第四十八の卷の終り 二五四
 コ 第四十九の卷の終り 二五五
 コ 第五十の卷の終り 二五六

金剛石の如し 此に大なる高さ石垣ありて十二門あり其門に十二の天使をれり門の上に名を書せりイスラエルの十二の支派の名なり 東に三の門あり北に三の門あり南に三の門あり西に三の門あり 城の石垣に十二の基址あり其上に蓋の十二使徒の名あり 我に語れる者城と門と石垣とを測る爲に金の竿を持あたり 城ハ四方にして長と闊と同一天使竿を以て城を測じしに六百里あり長さ闊高さ共に相等し又ろの石垣を測じし人の度お從へば四百四十四キユビトあり人の度ハ天使の度と同じ 石垣ハ金剛石にて築き城ハ清潔なる玻璃の如き純淨にて造れり 城の石垣の基址ハ各棟の玉にて飾れり第一の基址ハ金剛石の第二ハ青玉第三ハ赤玉第四ハ緑の玉 第五ハ紅の瑪瑙第六ハ黃色の玉第七ハ薄き黃色なる玉第八ハ水色の玉第九ハ紅の玉第十ハ深紅の玉第十一ハ深紅の玉第十二ハ紫の玉なり 十二の門ハ十二の眞珠なり一の眞珠にて一の門を造れり 城の欄ハ澄徹る玻璃の如き純金なり 三 二 われ城の中に殿あるを見ず蓋主たる全能の神および活きの源なれば也 また城に日月の照くことを需す蓋神の聖光これをして照し且蓋城の月燈なれば也 萬の國の民この光に藉て行かん地の諸王おれの榮と尊貴とを以て此城に來らん 三 三 九 門ハ終日とちす此に夜ぬる事なし 萬の民己の榮と尊貴とを以て此城に來らん 凡て潔らざる者を憎べき行を爲もの或ハ詭をいふ者ハ必ず此に入ることを得ず唯蓋の生命の書に綴されたる者ののみ入り

第二十章 天使生命の水の河を我に示せり其水澄澈りて水品の如し 神と蓋の寶座より出 城の欄の中よ次河の左右に生命の樹あり十二種の果を結び一種を月ごとに結ぶゆゑの樹の葉ハ萬國の民を醫すべし 重て呪詛あることなき神と蓋の寶座とを在るの僕これに事ん 僕ども神の面をみ神の名かれら顔に在べし 彼處に夜ぬることなき 燈は光と日の光とを用ることなき 蓋主なる神かれらを照し給へ

イ 第一の卷の終り 二〇七
 ア 第二の卷の終り 二〇八
 ナ 第三の卷の終り 二〇九
 カ 第四の卷の終り 二一〇
 キ 第五の卷の終り 二一一
 ク 第六の卷の終り 二一二
 ケ 第七の卷の終り 二一三
 コ 第八の卷の終り 二一四
 コ 第九の卷の終り 二一五
 ク 第十の卷の終り 二一六
 ケ 第十一の卷の終り 二一七
 コ 第十二の卷の終り 二一八
 コ 第十三の卷の終り 二一九
 ク 第十四の卷の終り 二二〇
 ケ 第十五の卷の終り 二二一
 コ 第十六の卷の終り 二二二
 コ 第十七の卷の終り 二二三
 ク 第十八の卷の終り 二二四
 ケ 第十九の卷の終り 二二五
 コ 第二十の卷の終り 二二六
 コ 第二十一の卷の終り 二二七
 コ 第二十二の卷の終り 二二八
 コ 第二十三の卷の終り 二二九
 コ 第二十四の卷の終り 二三〇
 コ 第二十五の卷の終り 二三一
 コ 第二十六の卷の終り 二三二
 コ 第二十七の卷の終り 二三三
 コ 第二十八の卷の終り 二三四
 コ 第二十九の卷の終り 二三五
 コ 第三十の卷の終り 二三六
 コ 第三十一の卷の終り 二三七
 コ 第三十二の卷の終り 二三八
 コ 第三十三の卷の終り 二三九
 コ 第三十四の卷の終り 二四〇
 コ 第三十五の卷の終り 二四一
 コ 第三十六の卷の終り 二四二
 コ 第三十七の卷の終り 二四三
 コ 第三十八の卷の終り 二四四
 コ 第三十九の卷の終り 二四五
 コ 第四十の卷の終り 二四六
 コ 第四十一の卷の終り 二四七
 コ 第四十二の卷の終り 二四八
 コ 第四十三の卷の終り 二四九
 コ 第四十四の卷の終り 二五〇
 コ 第四十五の卷の終り 二五一
 コ 第四十六の卷の終り 二五二
 コ 第四十七の卷の終り 二五三
 コ 第四十八の卷の終り 二五四
 コ 第四十九の卷の終り 二五五
 コ 第五十の卷の終り 二五六

量衡

一グラム
一セクル
一ポンド
一クイント
（即チ六十ヤチナリ）
（即チ六十ヤチナリ）
（即チ六十ヤチナリ）

幣貨

一ケル
一セクル
一ポンド
一クイント
（即チ六十ヤチナリ）
（即チ六十ヤチナリ）
（即チ六十ヤチナリ）

約新

一ケル
一セクル
一ポンド
一クイント
（即チ六十ヤチナリ）
（即チ六十ヤチナリ）
（即チ六十ヤチナリ）

約舊

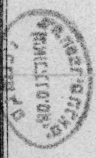
一ケル
一セクル
一ポンド
一クイント
（即チ六十ヤチナリ）
（即チ六十ヤチナリ）
（即チ六十ヤチナリ）

新約時代

一ケル
一セクル
一ポンド
一クイント
（即チ六十ヤチナリ）
（即チ六十ヤチナリ）
（即チ六十ヤチナリ）

長短尺度

一ポンド
一セクル
一ポンド
一クイント
（即チ六十ヤチナリ）
（即チ六十ヤチナリ）
（即チ六十ヤチナリ）



凝 体 量 液 量

一カブ	一カブト五分ノ四	七合五夕餘
一ヲスル	(一カブト五分ノ四)	一斗三合六夕餘
一セヤ	(三カブト三分ノ二)	四斗五合三夕餘
一エフア	(三カブト三分ノ二)	一斗三升六合餘
一ホメル(コル)	(十エフア)	一石三斗六升餘
一コニツク	(ミイサユル)	六合餘
一モシユス	(ビユセル)	一斗九升四合
一ロゾ	(十二ロゾ)	一合五夕四
一ヒソ	(六ヒソ)	一斗八合五夕餘
一ガチ(エフア)	(ラアキソ)	一斗一升一合一勺
一メトレツ		三斗二升餘

